

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 の一部を改正する法律の概要

令和7年4月1日
施行

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者には**合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化**が必要。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- （1）で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- （1）及び（2）に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が（1）のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

